

北海道旅客鉄道株式会社 公告第9号

◎旅客営業規則の一部改正について（施行日：令和5年3月18日）
旅客営業規則（昭和62年4月北海道旅客鉄道株式会社公告第1号）の一部を次のように改正し、令和5年3月18日から施行する。

令和5年2月8日

北海道旅客鉄道株式会社
代表取締役社長
綿貫 泰之

第3条の3を次のとおり改める。

（消費税免税の運賃・料金）

第3条の3 消費税が免除される場合の運賃・料金（ただし、第140条に規定する鉄道駅バリアフリー料金を除く。）は、前条に規定する額に110分の100を乗じ、1円未満のは数を1円単位に切り上げた額とする。

第3条の3の次に次を加える。

（鉄道駅バリアフリー料金を収受する場合の消費税免税の運賃・料金）

第3条の4 第66条の規定により、旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金をあわせ収受する場合であつて、消費税が免除されるとき運賃・料金は、第3条の2に規定する額の合算額に110分の100を乗じ、1円未満のは数を1円単位に切り上げた額とする。

第27条第1項を次のとおり改める。

（普通乗車券の特殊発売）

第27条 旅客が列車内において普通乗車券の発売を請求する場合、当該列車の係員が携帯する普通乗車券ではその請求に応じられないときは、普通旅客運賃（第66条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金をあわせ収受する場合はその合算額。以下この条において同じ。なお、旅客が旅客運賃割引証を所持する場合又は旅客の請求する区間について旅客運賃割引の取扱いができる場合であつても、無割引の普通旅客運賃とする。）を収受して、係員がその携帯する普通乗車券によつて乗車方向の最遠の駅又は乗継駅までのものを発売し、同乗車券の券面に、途中駅まで発売した旨を表示する。

第57条の3本文中、「第125条第1項第1号ロの（ハ）のb及びcに定める場合並びに別表第1号の2第1項に定める列車群に含まれる列車に乗車する場合を除く。」を「第125条第1項第1号ロの（ハ）のbに定める列車に乗車する場合及び別表第1号の2第1項

に定める列車群に含まれる列車に乗車する場合を除く。」に改める。

第 66 条を次のとおり改める。

(旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金のあわせ収受)

第 66 条 第 140 条に定める鉄道駅バリアフリー料金は、当該乗車にかかる旅客運賃（前条第 1 号ロに定める通学定期旅客運賃を除く。）とあわせ収受することとし、鉄道駅バリアフリー料金のみでは取り扱わない。

第 74 条第 3 項の次に次を加える。

4 第 1 項の規定にかかわらず、第 66 条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金をあわせ収受する場合の小児の運賃及び鉄道駅バリアフリー料金は、合算により計算することとし、その合算額を折半し、は数整理した額とする。

第 74 条の 2 第 1 項を次のとおり改める。

(割引の旅客運賃・料金)

第 74 条の 2 割引の旅客運賃・料金は、別に定める場合を除き、大人の無割引の旅客運賃・料金（第 66 条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金をあわせ収受する場合はその合算額。以下この条において同じ。）又は小児の無割引の旅客運賃・料金から割引額（第 66 条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金をあわせ収受する場合は、その合算額により計算する。以下この条において同じ。）を差し引いて、は数整理した額とする。

第 74 条の 4 第 1 項第 1 号を次のとおり改める。

(1) 個室乗車区間に対する無割引の大人片道普通旅客運賃（第 66 条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金をあわせ収受する場合はその合算額）の半額（10 円未満のは数がある場合は、は数整理した額）

同条第 3 項中、「設備定員に満たない人員の旅客が当該個室を占有使用して乗車することを認めるときは、実際乗車人員に対する旅客運賃」を「設備定員に満たない人員の旅客が当該個室を占有使用して乗車することを認めるときは、実際乗車人員に対する旅客運賃（第 66 条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金をあわせ収受する場合はその合算額。以下この条において同じ。）」に改める。

第 74 条の 5 本文中「第 60 条第 2 項の規定により設備定員が複数の寝台個室を使用するときは、実際乗車人員に対する旅客運賃を収受するほか、寝台個室乗車区間に対する設備定員分の無割引の大人急行料金及び寝台料金を収受する。」を「第 60 条第 2 項の規定により設備定員が複数の寝台個室を使用するときは、実際乗車人員に対する旅客運賃（第 66 条の

規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金とをあわせ収受する場合はその合算額。以下この条において同じ。)を収受するほか、寝台個室乗車区間に対する設備定員分の無割引の大人急行料金及び寝台料金を収受する。」に改める。

第 84 条第 2 号イの(イ)中、「小児 70 円」を削る。

同条同号イの(ロ)中、「小児 80 円」を削る。

同条同号イの(ハ)中、「小児 80 円」を削る。

第 90 条第 1 号中、「往復普通旅客運賃は、片道普通旅客運賃を 2 倍した額とする。」を「往復普通旅客運賃は、片道普通旅客運賃（第 66 条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金とをあわせ収受する場合はその合算額。以下この条において同じ。）を 2 倍した額とする。」に改める。

第 95 条第 4 号を次のとおり改める。

- (4) 大人特殊均一定期旅客運賃
14,690 円とする。

第 98 条の 2 を削る。

第 98 条の 3 を削る。

第 106 条を次のとおり改める。

(普通回数旅客運賃)

第 106 条 普通回数旅客運賃は、次のとおりとする。

- (1) 大人の普通回数旅客運賃は、その区間の大人片道普通旅客運賃（第 66 条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金とをあわせ収受する場合はその合算額）を 10 倍した額とする。
- (2) 小児の普通回数旅客運賃は、その区間の小児片道普通旅客運賃（第 66 条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金とをあわせ収受する場合はその合算額）を 10 倍した額とする。

第 112 条第 2 項の次に次を加える。

- 3 第 66 条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金とをあわせ収受する場合は、その合算額により計算する。

第 119 条第 2 項の次に次を加える。

- 3 第 66 条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金とをあわせ収受する場合は、その合算額により計算する。

第 123 条を次のとおり改める。

(貸切旅客の運賃収受定員超過の場合の旅客運賃)

第 123 条 貸切旅客の実際乗車人員が、旅客運賃収受定員を超過する場合は、その超過人員に対して大人普通旅客運賃（第 66 条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金とをあわせ収受する場合はその合算額）を収受する。

この場合、大人普通旅客運賃の最低額については、前条の規定を準用する。

第 125 条第 1 項第 1 号口の(ハ)の a 中、「b 及び c 以外」を「b 以外」に改める。

同条同項同号の(ハ)の c を削る。

第 140 条を次のとおり改める。

(鉄道駅バリアフリー料金)

第 140 条 第 78 条第 2 項第 1 号に定める東京附近における電車特定区間及び第 80 条の規定を適用する区間（同条第 1 項第 1 号から第 4 号の区間にかかるものに限る。）内相互発着となる区間に乗車する場合は、鉄道駅バリアフリー料金を収受する。

- 2 前項の規定により収受する鉄道駅バリアフリー料金は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 大人片道普通旅客運賃とあわせ収受する額

片道乗車あたり 10 円

- (2) 定期旅客運賃（通学定期旅客運賃を除く。）とあわせ収受する額

1 箇月 280 円

3 箇月 790 円

6 箇月 1,420 円

第 157 条第 1 項第 2 号中、「盛岡以遠（いわて沼宮内、大釜又は上盛岡方面）」を「盛岡以遠（いわて沼宮内、前潟又は上盛岡方面）」に改める。

第 166 条本文中「実際の乗車駅と下車駅との区間に対する普通旅客運賃を支払ったときは、」を「実際の乗車駅と下車駅との区間に対する普通旅客運賃（第 66 条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金とをあわせ収受する場合はその合算額）を支払ったときは、」に改める。

第 183 条第 1 項第 1 号を次のとおり改める。

- (1) 旅客運賃・料金額（第 66 条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金とをあわせ収受する場合はその合算額）

第 237 条の次に次を加え、第 237 条の 2 を第 237 条の 3 に繰り下げる。

（乗車変更等における鉄道駅バリアフリー料金の取扱い）

第 237 条の 2 乗車変更その他この章に規定する取扱いにおいて旅客運賃の払いもどしを行う場合、旅客運賃とあわせ収受した鉄道駅バリアフリー料金は、当該旅客運賃に含まれるものとして取り扱う。

- 2 前項の規定によるほか、乗車変更その他この章に規定する取扱いにおいて旅客運賃の計算をする場合、第 66 条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金とをあわせ収受する区間のときは、その合算額で計算する。

第 295 条第 1 項第 1 号ロを次のとおり改める。

ロ 東京附近の電車特定区間内の各駅

大人 150 円

小児 70 円

同条同項第 2 号ロを次のとおり改める。

ロ 東京附近の電車特定区間内の各駅

大人 4,280 円

小児 2,140 円

別表第 1 号の 2 を次のとおり改める。

別表第 1 号の 2

【第 57 条】

列車群

項	号	群名	特別急行列車
1	(1)	ひたち・ときわ	イ ひたち号 ロ ときわ号 ハ 別に定める列車
	(2)	あかぎ	イ あかぎ号 ロ 別に定める列車
	(3)	あずさ・かいじ・ はちおうじ・おうめ・	イ あずさ号 ロ かいじ号

		富士回遊	ハ はちおうじ号 ニ おうめ号 ホ 富士回遊号 へ 別に定める列車
	(4)	踊り子・湘南	イ 踊り子号 ロ 湘南号 ハ 別に定める列車
2	—	成田エクスプレス	イ 成田エクスプレス号 ロ 別に定める列車

別表第2号イの6に次を加える

(注) 第140条第1項に規定する区間に該当する場合は、表中の運賃に鉄道駅バリアフリー料金をあわせ収受する。

別表第2号トを次のとおり改める。

別表第2号ト

【第95条】

大人特別車両定期旅客運賃（電車特定区間内相互発着となる場合で東京山手線内相互発着となる場合を除く。）

(円)

営業 キロ	1 箇月	3 箇月	営業 キロ	1 箇月	3 箇月	営業 キロ	1 箇月	3 箇月	営業 キロ	1 箇月	3 箇月
1	27,050	77,100	26	47,610	135,740	51	67,700	192,940	76	78,570	223,970
2	27,050	77,100	27	47,880	136,480	52	68,150	194,260	77	78,970	225,080
3	27,050	77,100	28	47,880	136,480	53	68,530	195,320	78	79,420	226,380
4	28,050	79,960	29	47,880	136,480	54	69,050	196,780	79	79,880	227,690
5	28,050	79,960	30	47,880	136,480	55	69,450	197,920	80	80,340	228,990
6	28,050	79,960	31	49,850	142,130	56	69,890	199,200	81	80,990	230,810
7	28,390	80,900	32	50,300	143,390	57	70,280	200,300	82	81,420	232,060
8	28,390	80,900	33	50,550	144,090	58	70,780	201,760	83	81,850	233,300
9	28,390	80,900	34	50,550	144,090	59	71,180	202,860	84	82,290	234,560
10	28,390	80,900	35	50,550	144,090	60	71,620	204,130	85	82,810	236,020
11	29,720	84,700	36	51,990	148,210	61	71,990	205,210	86	83,260	237,270
12	29,720	84,700	37	52,430	149,450	62	72,410	206,360	87	83,690	238,530
13	29,720	84,700	38	52,800	150,500	63	72,870	207,690	88	84,130	239,760
14	29,720	84,700	39	53,150	151,490	64	73,270	208,840	89	84,560	241,010
15	29,720	84,700	40	53,220	151,700	65	73,810	210,370	90	84,990	242,240
16	32,390	92,330	41	54,040	154,050	66	74,190	211,490	91	85,350	243,260
17	32,390	92,330	42	54,350	154,960	67	74,610	212,640	92	85,840	244,650
18	32,390	92,330	43	54,660	155,820	68	75,080	213,990	93	86,230	245,740
19	32,390	92,330	44	55,100	157,070	69	75,550	215,310	94	86,710	247,170
20	32,390	92,330	45	55,420	157,980	70	76,020	216,640	95	87,090	248,250
21	45,530	129,810	46	55,480	158,180	71	76,280	217,400	96	87,580	249,630
22	45,530	129,810	47	55,770	158,990	72	76,820	218,960	97	88,070	251,040
23	45,530	129,810	48	56,130	159,990	73	77,200	220,030	98	88,470	252,150
24	45,530	129,810	49	56,420	160,810	74	77,680	221,380	99	88,950	253,500
25	45,530	129,810	50	56,720	161,670	75	78,030	222,400	100	89,440	254,900

(注) 表中の運賃に鉄道駅バリアフリー料金をあわせ収受する。

別表第2号トの2を次のとおり改める。

別表第2号トの2

【第95条】

大人特別車両定期旅客運賃（東京山手線内相互発着となる場合）

(円)

営業キロ	1 箇月	3 箇月	営業キロ	1 箇月	3 箇月	営業キロ	1 箇月	3 箇月	営業キロ	1 箇月	3 箇月
1	27,050	77,100	11	29,060	82,810	21	43,870	125,060	31	47,740	136,090
2	27,050	77,100	12	29,060	82,810	22	43,870	125,060	32	48,100	137,140
3	27,050	77,100	13	29,060	82,810	23	43,870	125,060	33	48,210	137,420
4	28,050	79,960	14	29,060	82,810	24	43,870	125,060	34	48,210	137,420
5	28,050	79,960	15	29,060	82,810	25	43,870	125,060	35	48,210	137,420
6	28,050	79,960	16	31,060	88,530	26	45,920	130,920			
7	28,390	80,900	17	31,060	88,530	27	46,210	131,700			
8	28,390	80,900	18	31,060	88,530	28	46,210	131,700			
9	28,390	80,900	19	31,060	88,530	29	46,210	131,700			
10	28,390	80,900	20	31,060	88,530	30	46,210	131,700			

(注) 表中の運賃に鉄道駅バリアフリー料金をあわせ収受する。

別表第2号ヲを次のとおり改める。

別表第2号ヲ

【第99条】

大人通勤定期旅客運賃（東京山手線内相互発着となる場合）

(円)

営業キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月	営業キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月	営業キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月	営業キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月
1	4,000	11,420	19,240	11	6,010	17,130	28,850	21	10,350	29,510	49,680	31	14,220	40,540	70,530
2	4,000	11,420	19,240	12	6,010	17,130	28,850	22	10,350	29,510	49,680	32	14,580	41,590	70,530
3	4,000	11,420	19,240	13	6,010	17,130	28,850	23	10,350	29,510	49,680	33	14,690	41,870	70,530
4	5,000	14,280	24,040	14	6,010	17,130	28,850	24	10,350	29,510	49,680	34	14,690	41,870	70,530
5	5,000	14,280	24,040	15	6,010	17,130	28,850	25	10,350	29,510	49,680	35	14,690	41,870	70,530
6	5,000	14,280	24,040	16	8,010	22,850	38,480	26	12,400	35,370	60,900				
7	5,340	15,220	25,640	17	8,010	22,850	38,480	27	12,690	36,150	60,900				
8	5,340	15,220	25,640	18	8,010	22,850	38,480	28	12,690	36,150	60,900				
9	5,340	15,220	25,640	19	8,010	22,850	38,480	29	12,690	36,150	60,900				
10	5,340	15,220	25,640	20	8,010	22,850	38,480	30	12,690	36,150	60,900				

(注) 表中の運賃に鉄道駅バリアフリー料金をあわせ収受する。

別表第2号ヨを次のとおり改める。

別表第2号ヨ

【第99条】

大人通勤定期旅客運賃（東京附近における電車特定区間内相互発着となる場合で東京山手線内相互発着となる場合を除く。）

(円)

営業 キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月	営業 キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月	営業 キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月	営業 キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月
1	4,000	11,420	19,240	26	14,090	40,190	68,930	51	23,700	67,540	127,970	76	34,570	98,570	184,330
2	4,000	11,420	19,240	27	14,360	40,930	68,930	52	24,150	68,860	130,440	77	34,970	99,680	184,330
3	4,000	11,420	19,240	28	14,360	40,930	68,930	53	24,530	69,920	132,470	78	35,420	100,980	184,330
4	5,000	14,280	24,040	29	14,360	40,930	68,930	54	25,050	71,380	136,240	79	35,880	102,290	184,330
5	5,000	14,280	24,040	30	14,360	40,930	68,930	55	25,450	72,520	136,240	80	36,340	103,590	184,330
6	5,000	14,280	24,040	31	16,330	46,580	81,740	56	25,890	73,800	136,240	81	36,990	105,410	199,750
7	5,340	15,220	25,640	32	16,780	47,840	81,740	57	26,280	74,900	136,240	82	37,420	106,660	202,100
8	5,340	15,220	25,640	33	17,030	48,540	81,740	58	26,780	76,360	136,240	83	37,850	107,900	204,430
9	5,340	15,220	25,640	34	17,030	48,540	81,740	59	27,180	77,460	136,240	84	38,290	109,160	206,840
10	5,340	15,220	25,640	35	17,030	48,540	81,740	60	27,620	78,730	136,240	85	38,810	110,620	209,980
11	6,670	19,020	32,060	36	18,470	52,660	94,570	61	27,990	79,810	151,240	86	39,260	111,870	209,980
12	6,670	19,020	32,060	37	18,910	53,900	94,570	62	28,410	80,960	153,390	87	39,690	113,130	209,980
13	6,670	19,020	32,060	38	19,280	54,950	94,570	63	28,870	82,290	155,920	88	40,130	114,360	209,980
14	6,670	19,020	32,060	39	19,630	55,940	94,570	64	29,270	83,440	158,090	89	40,560	115,610	209,980
15	6,670	19,020	32,060	40	19,700	56,150	94,570	65	29,810	84,970	160,290	90	40,990	116,840	209,980
16	9,340	26,650	44,870	41	20,520	58,500	105,790	66	30,190	86,090	160,290	91	41,350	117,860	223,300
17	9,340	26,650	44,870	42	20,830	59,410	105,790	67	30,610	87,240	160,290	92	41,840	119,250	225,950
18	9,340	26,650	44,870	43	21,140	60,270	105,790	68	31,080	88,590	160,290	93	42,230	120,340	228,000
19	9,340	26,650	44,870	44	21,580	61,520	105,790	69	31,550	89,910	160,290	94	42,710	121,770	230,710
20	9,340	26,650	44,870	45	21,900	62,430	105,790	70	32,020	91,240	160,290	95	43,090	122,850	234,020
21	12,010	34,260	57,700	46	21,960	62,630	118,620	71	32,280	92,000	174,310	96	43,580	124,230	234,020
22	12,010	34,260	57,700	47	22,250	63,440	118,620	72	32,820	93,560	177,270	97	44,070	125,640	234,020
23	12,010	34,260	57,700	48	22,610	64,440	118,620	73	33,200	94,630	179,310	98	44,470	126,750	234,020
24	12,010	34,260	57,700	49	22,900	65,260	118,620	74	33,680	95,980	181,830	99	44,950	128,100	234,020
25	12,010	34,260	57,700	50	23,200	66,120	118,620	75	34,030	97,000	184,330	100	45,440	129,500	234,020

(注) 表中の運賃に鉄道駅バリアフリー料金をあわせ収受する。

別表第2号レを次のとおり改める。

別表第2号レ

【第99条】

東京附近等の特定区間における最短経路の大人通勤定期旅客運賃の特定額

(円)

区 間	1 箇月	3 箇月	6 箇月
東 京・西 船 橋	9,340	26,650	44,870
上 野・成 田	27,530	78,480	134,640
上 野・下総松崎	27,530	78,480	134,640
上 野・安 食	27,480	78,320	134,640
上 野・小 林	25,260	71,980	134,640
鶯 谷・成 田	27,530	78,480	134,640
鶯 谷・下総松崎	27,530	78,480	134,640
鶯 谷・安 食	27,070	77,140	134,640
鶯 谷・小 林	24,790	70,640	133,830
日 暮 里・成 田	27,530	78,480	134,640
日 暮 里・下総松崎	27,530	78,480	134,640
日 暮 里・安 食	26,610	75,850	134,640
三 河 島・成 田	27,530	78,480	134,640
三 河 島・下総松崎	27,530	78,480	134,640
三 河 島・安 食	26,190	74,660	134,640
南 千 住・成 田	27,530	78,480	134,640
南 千 住・下総松崎	27,070	77,140	134,640
南 千 住・安 食	25,260	71,980	134,640
北 千 住・成 田	27,530	78,480	134,640

北千住・下総松崎	26,190	74,660	134,640
綾瀬・成田	27,480	78,320	134,640
綾瀬・下総松崎	25,260	71,980	134,640
亀有・成田	26,610	75,850	134,640
金町・成田	25,660	73,110	134,640
新宿・高尾	17,030	48,540	81,740
新宿・西八王子	17,030	48,540	81,740
新宿・八王子	14,690	41,870	70,530
新宿・豊田	14,690	41,870	70,530
新宿・日野	14,690	41,870	70,530
新宿・拝島	14,360	40,930	68,930
新宿・昭島	14,360	40,930	68,930
新宿・中神	14,360	40,930	68,930
大久保・高尾	17,030	48,540	81,740
大久保・西八王子	17,030	48,540	81,740
大久保・八王子	14,690	41,870	70,530
大久保・豊田	14,690	41,870	70,530
大久保・拝島	14,360	40,930	68,930
大久保・昭島	14,360	40,930	68,930
東中野・高尾	17,030	48,540	81,740
東中野・西八王子	17,030	48,540	81,740
東中野・八王子	14,690	41,870	70,530
東中野・豊田	14,690	41,870	70,530
東中野・拝島	14,360	40,930	68,930
中野・高尾	17,030	48,540	81,740
中野・西八王子	17,030	48,540	81,740
中野・八王子	14,690	41,870	70,530
高円寺・高尾	17,030	48,540	81,740
高円寺・八王子	14,690	41,870	70,530
阿佐ヶ谷・高尾	17,030	48,540	81,740
阿佐ヶ谷・八王子	14,690	41,870	70,530
渋谷・吉祥寺	6,670	19,020	32,060
渋谷・桜木町	14,360	40,930	68,930
渋谷・横浜	12,010	34,260	57,700
渋谷・東神奈川	12,010	34,260	57,700
渋谷・新子安	12,010	34,260	57,700
恵比寿・横浜	12,010	34,260	57,700
恵比寿・東神奈川	12,010	34,260	57,700
目黒・横浜	12,010	34,260	57,700
新橋・久里浜	27,860	79,410	136,240
新橋・衣笠	27,860	79,410	136,240
新橋・横須賀	27,860	79,410	136,240
新橋・田浦	23,300	66,410	118,620
新橋・東逗子	23,300	66,410	118,620
新橋・逗子	23,300	66,410	118,620
浜松町・久里浜	27,860	79,410	136,240
浜松町・衣笠	27,860	79,410	136,240
浜松町・横須賀	23,280	66,330	118,620
浜松町・田浦	23,280	66,330	118,620
浜松町・東逗子	23,280	66,330	118,620
浜松町・逗子	23,280	66,330	118,620
田町・久里浜	27,860	79,410	136,240
田町・衣笠	27,860	79,410	136,240
田町・横須賀	23,280	66,330	118,620
田町・田浦	23,280	66,330	118,620

田 町・東 逗 子	23,280	66,330	118,620
田 町・逗 子	23,280	66,330	118,620
磯 ^{ゲートウェイ} ・久 里 浜	27,860	79,410	136,240
磯 ^{ゲートウェイ} ・横 須 賀	23,280	66,330	118,620
磯 ^{ゲートウェイ} ・田 浦	23,280	66,330	118,620
磯 ^{ゲートウェイ} ・東 逗 子	23,280	66,330	118,620
品 川・久 里 浜	27,860	79,410	136,240
品 川・衣 笠	23,300	66,410	118,620
品 川・横 須 賀	23,280	66,330	118,620
品 川・田 浦	23,280	66,330	118,620
品 川・東 逗 子	23,280	66,330	118,620
品 川・逗 子	21,800	62,120	105,790
品 川・横 浜	8,670	24,740	41,670
品 川・東神奈川	8,670	24,740	41,670
品 川・新 子 安	8,670	24,740	41,670
大 井 町・久 里 浜	27,860	79,410	136,240
大 井 町・衣 笠	23,300	66,410	118,620
大 井 町・横 須 賀	23,280	66,330	118,620
大 井 町・田 浦	23,280	66,330	118,620
大 井 町・逗 子	21,800	62,120	105,790
大 井 町・横 浜	8,670	24,740	41,670
大 井 町・東神奈川	8,670	24,740	41,670
大 井 町・新 子 安	8,670	24,740	41,670
大 森・衣 笠	23,300	66,410	118,620
大 森・横 須 賀	23,280	66,330	118,620
大 森・横 浜	8,670	24,740	41,670
大 森・東神奈川	8,670	24,740	41,670
蒲 田・衣 笠	23,300	66,410	118,620
西 大 井・久 里 浜	27,860	79,410	136,240
西 大 井・衣 笠	23,300	66,410	118,620
西 大 井・横 須 賀	23,280	66,330	118,620
西 大 井・田 浦	23,280	66,330	118,620
西 大 井・逗 子	21,800	62,120	105,790
西 大 井・横 浜	8,670	24,740	41,670
西 大 井・東神奈川	8,670	24,740	41,670
西 大 井・新 子 安	8,670	24,740	41,670
武蔵小杉・衣 笠	23,300	66,410	118,620
横 浜・田 浦	14,360	40,930	68,930
横 浜・逗 子	10,350	29,510	49,680
横 浜・鎌 倉	10,350	29,510	49,680
保土ヶ谷・逗 子	10,350	29,510	49,680
(中略)			
百 舌 鳥・和 歌 山	23,430	66,740	126,470

(注) 第140条第1項に規定する区間に該当する場合は、表中の運賃に鉄道駅バリアフリー料金をあわせ収受する。